

仕様書

1 事業名

広告付デジタルサイネージ協働設置事業

2 事業概要

高知市役所本庁舎1階を利用する来庁者にとって、より分かりやすい庁舎案内の実現を目的としてデジタルサイネージを設置するもの。

なお、本事業はデジタルサイネージを取り扱う専門の事業者（以下「事業者」という。）が本市に対してデジタルサイネージを寄贈するとともに、掲載内容の作成、修正及び広告営業を行い、それらを自らが募集する広告収入で賄うものとする。

3 概要

名称	広告付デジタルサイネージ
設置予定時期	令和7年8月頃（予定）
設置台数	1台
規格・備品	43型液晶サイネージ／キャスター付スタンド／節電エコタイマー
画面構成	画面上3分の2に庁舎案内に関する内容を掲載。 広告は画面下3分の1に掲載。
設置期間	協定締結から3年間（予定）
納品	・本庁舎1階東エレベーター前付近への設置（6を参照） ・サイネージへの掲載内容（広告含む）のデータ
レイアウトデザイン等	画面上3分の2に掲載する庁舎案内に関する内容について、本市からの掲載希望内容をもとに2～3種類のデザインを本市に提案すること。
文字等	高齢者や障がい者等に配慮した読みやすいフォント、レイアウト、カラーユニバーサルデザインとすること。
校正	掲載内容変更の都度数回
掲載内容の変更	画面上3分の2に掲載する庁舎案内の掲載内容の変更は両者協議の上決定する。 本市からの依頼に応じて、随時デザイン案を本市に提案すること。
責任、著作権	サイネージ掲載内容の著作権は、本市が提供する情報については本市に、事業者が提供する情報及び広告については、事業者に帰属し、その範囲において責任を負う。
その他	手続きのスケジュール及び手続き内容を本市に提案すること。

4 広告

- (1) 広告主の募集、広告原稿作成は、事業者が行うものとし、広告料は事業者の収入とする。
- (2) 広告主の募集及び広告原稿作成は、高知市広告掲載要綱、高知市広告掲載基準、本募集要領、その他関係法令等（以下「広告掲載要綱等」という。）の規定を遵守し、行うものとする。

- (3) 広告営業にあたっては、営業先に丁寧かつ十分な説明を行い、広告販売を行うこと。
- (4) 作成した広告原稿は本市の承認を得ること。なお、審査に基づき修正が必要な場合には、本市の指示に従うこと。
- (5) 広告枠には、広告欄の上部に広告と明示するなど、広告であることがわかる記載を行うこと。

5 その他

- (1) 事業者は、円滑に事業が進められるよう、十分な体制で業務を行うこと。また計画的な事業の推進のため、工程表を作成し、本市の確認を受けること。
- (2) 本仕様書に記載のない事項又は仕様書に疑義が生じた場合は、本市と協議の上決定する。

6 参考

